

支援する会ニュース

教員採用不正の真相を追究し秦聖一郎
 さんを支援する会 No.5
 〒874-0947 別府市浜脇2-11-11
 TEL/FAX 0977-23-6561
 HP <http://ssdn.dip.jp/sien/>
 編集世話人：井上正博

真相の解明なしに 前に進めない

秦さん 本人尋問で県教委の無責任を指摘

6月6日大分地裁で教員採用決定取消処分取消等請求事件の第22回口頭弁論が開かれ、秦さんへの本人尋問が行われました。地裁には秦さんの「両親を含め多くの支援者が詰めかけ傍聴しました。二時間の尋問で、秦さんは、自身が一切の不正に関与していない、県教委は真相を明らかにするべきだ、などと述べました。

以下に秦さんの手記を掲載します。

本人尋問を終えて

原告 秦聖一郎

事件から5年が経とうとしていきます。この5年間は本当に辛く長い闘いでした。残念なことに、事件の真相はまだ全く分かっておらず、何一つとして満足のいく回答を県教委や県は出して来ません。まだまだ先の長い闘いが続くのは間違いないと思います。

真相解明・主張の要点

本人尋問では事件の真相解明を第一に求めることを主張しました。要点としては、私が教員を自指した理由、末富二郎大分大学教授(当時、元県教委教育審議監)の学習会も含めて大学時代のこと、事件が発覚しからのこと、採用取り消

に傍聴してくださり大変心強く感じました。法廷に入りきれない方もいて関心を持ってくれていることに感謝の気持ちでいっぱいです。

無責任な関係者

一方で5年が経っても口を割ろうとしない無責任な関係者が大勢います。県教委幹部、知事、有力者、県議、大学教授などこれらの人は口利きなことに関与した疑いがあり、新聞等でも疑惑を報道されているにもかかわらず知らんぷりを賣っています。処分されたのは氷山の一角に過ぎず、本来責任をとるべき人が現職にとどまったり天下りしているという悲しい事実があります。極めて遺憾であります。見せしめに解雇された私達は人生が狂いました。何の罪もない私達が処分され、不正をはたらいた張本人たちは責任を逃れたままです。本心に権力の濫用とは恐ろしいものです。

5年が経っても不正を行った人物はきちんと責任をとるべきであるというのが私の一貫した考えです。時間が経てば悪いことが許されるというようなことがあっていいのでしょうか。何年経ってもいけないことはない。逃げ得は許されません。

前に進むため闘う

今年は勤務校が変わり、私の生活環境がガフリと変わりました。また不慣れな部分も多く、戸惑いながら試行錯誤している日々で5年前の新任当時は思い出されません。4年生41人は、パワーがあってもいつも担任の私も一緒に走り回りながら力をもらっています。生活自体は充実しているのですが、今でも初任給同然の給与しかもらっていませんし、いつ雇い止めにあうかわかりません。将来は全く不透明で人生設計すら立たない状況です。本心はどうすればいいのか…。

しかし、嘆いていても前には進みません。この事件の真相が明らかになるまで闘っていくつもりです。ただ資金も権力もない個人である私一人では、悪徳権力

多くの傍聴者に感謝

支援する会のメンバーをはじめとして記者、前任校の保護者、職場の同僚、大学教授、友人、県民、県教組など幅広い方が終始熱心

支援する会のメンバーをはじめとして記者、前任校の保護者、職場の同僚、大学教授、友人、県民、県教組など幅広い方が終始熱心

(次頁に続く)

(前頁からの続き)
 考には到底かないません。
 原告の皆さんの協力が不可欠です。とにかく、事件を
 三昧に悪いことは悪いと
 考えてくださるだけでも大
 きき支えとなります。でき
 るならば、その他の部分で
 も力になっていただければ
 本望に助かります。
 今後ともお力添えと協
 力をよろしくお願いいたし
 ます。



報告集会で訴える秦さん(弁護士会館)

更なる証人尋問、 復元データの鑑定へ

報告会

6日の口頭弁論終了後、
 県弁護士会館で報告集会が
 開かれました。傍聴できず
 に待機していた方々を含め
 会場にあふれんばかりの支
 援者が詰めかけ、熱気に満
 ちた集会になりました。

弁護団から、今後の裁判
 の方向として、更なる証人
 尋問とPC復元データの鑑
 定を求めていくことが報告
 されました。鑑定につい
 ては、第21回口頭弁論にお
 ける山戸氏への尋問で不審な
 点が出ているので、再度要
 求していくということです。
 ただ、Mさんの裁判で膨大
 な量の鑑定結果が出そうな
 ので、方法については検討
 したいとのことでした。

原告代理人として主尋問
 にあたった岡田壮平弁護士
 からは、「尋問のポイント
 は採用取り消しによる不利
 益、秦さんの苦しい思いを
 明らかにすることだった。
 秦さんの答弁は心に響くも
 のがあった」との感想が述
 べられました。
 秦さんも発言に立ち、
 「真相が闇のまま、教育現
 場は悪い方に行っている。
 署名活動など今後もよろし
 くお願いします」と訴えま
 した。

報告会では支援活動の強化
 を誓って終了しました。

第21、22回口頭弁論の記録

第21回県職員の証人尋問、第22回
 秦さんの原告尋問の記録を作成し
 ています。希望者は事務局まで問
 い合わせてください。

この裁判が行われるたびに五年前の教
 員採用取り消しの瞬間が思い起されま
 す。

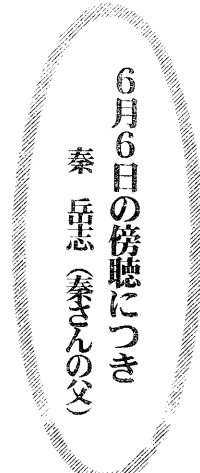
原告(秦聖一郎)は勿論、私たち夫婦、
 家族の思いは、驚きと怒りに追いやられ
 ました。

それからという日は、
 教員採用取り消
 しという話に触
 れることさえで
 きません。

本八のコミュニ
 ニーションを
 くることも難し
 くなり、考えさせられる日々を送って
 います。

本日(6月6日)の裁判の傍聴にあた
 り、多数の方々の関心を目の前にして、
 改めてこの問題の重要性を痛感いたしま
 した。

原告の言葉に「なぜならもしていない



6月6日の傍聴につき 秦 岳志(秦さんの父)

私がこういう局面に追いやられなくては
 いけないのか? 私も同情の念で一杯で
 す。
 ここに、県教委、行政の杜撰な行為、
 行動を改めて批判いたすところです。
 裁判の中で、県教委側の質問にも何が
 言いたいのか私には分かりませんでした。
 この裁判が一日
 も早く決着するよ
 う、陰ながら応援
 し、闘っていきま
 いたいと思います。
 つの日か、笑顔で
 迎えられる日が来ることを願います。
 最後に支援する会の皆様、街頭で署名
 していただいた方々に、心よりお礼申し
 上げます。また裁判長の厳
 正且つ公正な裁判を心より
 期待致します。



データ復元担当職員への証人尋問

(第21回口頭弁論・5月6日)

第21回口頭弁論が5月9
 日開かれ、採用試験のパソ
 コンデータを復元・分析し
 た県職員の証人尋問が行わ
 れました。

尋問で、県職員は、警察
 に押収されていたパソコン
 のデータを市販ソフトでコ
 ピーした経緯や、消去され
 たデータの復元過程につい
 て証言した。

そして、復元したデー

データの復元・分析について専
 門機関の研修経験や資格が
 ないこと。
 二つ目、県警に押収さ
 れたパソコンのコピーは警
 察がしていること。

三つ目、復元作業中に
 静電気防止手袋を使ってい
 ない杜撰さがあること。

四つ目、平成19年度の
 データについて、警察情報
 や江藤勝田元県教委参事の
 供述との齟齬があること。
 五つ目、専門業者は復元
 結果を見てもらうこともし
 ていないこと。

六つ目、素点のファイ
 ルにパスワードや暗号処理
 があるときは開けないこと
 を認めたこと。
 なります。

寄 横

裁判官の傲慢を許すのか

武内良高

傍聴の阻害と証言

形骸化された裁判

5月9日、秦聖一郎さんの裁判で36名分の傍聴席に28名の傍聴券しか発行されませんでした。そのことで裁判所の横山家裁総務課長に、裁判長の責任だから裁判長を出すよう要求しました。横山さんは、裁判所の不手際を認め謝罪だけでした。それで、6月6日の本人尋問には90名近く入る一号法廷にするよう要求しました。その要求は達成されました。そして、当口の秦聖一郎さんの証言は、多くの支援者の中で力強く正々堂々とした立派な感動する証言でした。

警察に悪魔の声

贈賄賄で逮捕された真教委の幹部が、警察に「こんなことも不正をやっている」と証言したところ、警察から「そんなことは聞いていない」と怒鳴られています。県議などの政治家、県教委



マスコミも注目する中、街頭宣伝・署名活動 (1日・大分市)

の幹部が絡んだ事件を鼻打ちにせず、何の関係もない秦聖一郎さんに対してのいじめは許しません。これらの件は、中平健裁判長に抗議の内容証明を出していても訴える予定です。

5回目の宣伝・署名活動

初参加者も

支援する会は6月1日大分市内で、5回目の街頭宣伝・署名活動に取り組みました。

地裁へ署名簿を提出 (6月3日)

当日は、あいにくの雨模様でしたが、初参加の人も含め11名が参加。本人尋問を前にした秦さんも母親と共に参加し、マイクで訴えました。

毎回、マスコミの取材がありますが、事件から5年といつこともあり、この日はNHK、ORBSのTVカメラが最初から最後まで取材を続け、市民へのイン

2017年4月に街頭での署名活動に初めて取り組み、これまでに5回、延べ参加者は60名、集まった署名は、400筆を超えました。これに、会員が友人、職場・地域の人たちに訴えて集めた分を加えて提出しました。

大分地裁の大失態

武内さんの奇矯にある地裁のミスは、第21回口頭弁論で起りました。

この日は、採用試験のPCデータを復元した真職員証人尋問が行われませんでした。

多くの傍聴希望者があったため抽選になりましたが、その際、外れくじを

多く入れすぎたため、当たりくじが残り、定員36名のところに28名しか傍聴できませんでした。

開廷直前になっても空席があることに気づいた編集世話人が指摘しましたが、職員は「分からない」と答えるだけでした。結局、開廷後に、ようやく地裁のミスを確認しましたが、前代未聞の大失態です。

大分県教員採用に係る事件の経過 (5)

- 3月 2日 支援する会第4回定期総会
- 3月14日 第20回口頭弁論 (秦さん)
- 3月18日 県監査委員、求償権に係る住民監査請求を棄却
- 4月13日 支援する会拡大世話人会
- 4月17日 求償権行使懈怠違法確認等請求につき地裁に提訴 (支援する会とおおいた市民オンブズマン)
- 4月18日 同上に関し記者会見
- 4月22日 第32回口頭弁論 (Mさん)
- 5月 9日 第21回口頭弁論 (秦さん)
山戸康弘IT推進課長 (当時、県教委のPCデータ復元担当者) への証人尋問
- 6月 1日 支援する会街頭宣伝・署名行動 (大分市) 11人参加、署名92筆
- 6月 3日 支援する会 地裁へ要望署名提出 (1284筆)
求償権行使懈怠違法確認等請求事件 第1回口頭弁論
永井代表世話人が意見陳述
- 6月 6日 第22回口頭弁論 (秦さん)
秦さんへの本人尋問

署名が寄せられました。署名に応じしてくれた方

からは、教育界の不正・腐敗のウミを出し切れという声を多く聞きました。

県教委の求償権行使は違法

住民訴訟提起

教員不正採用事件において点数操作などにより、本来合格していたはずの受験者54人が不合格とされました。大分県は、そのうち和解が成立した53人に9,045万円の賠償金を支払いました。その際の求償権行使は違法・不当であるとして、支援する会は1月18日付けで住民監査請求をしました。これに対し県監査委員は、3月18日請求を棄却しましたので、今回住民訴訟を提起しました。

訴訟の提起は、4月17日付けで、おおいた市民オンブズマンと共同です。代理人弁護士は、瀬戸弁護士を始め8名です。被告は、大分県知事です。名称は「求償権行使無効違法確認等請求事件」です。

訴訟の趣旨

(1) 県が支払った損害賠償金の内8500万円余について、被告が、次の行為を怠ることが違法であることを確認する。

○地方自治法に基づいて、不正な得点操作の調査のための機関を条例によって設置し、または専門委員を置き、調査により不正合格の依頼をした者およびその仲介をした者等を特定し、その者らに対して求償権を行使すること。

(2) 不正採用にかかる贈収賄で有罪になった浅利幾美ら4名に対して8500万円余の支払いを請求すること。

訴訟の原因

○県教委が設置した「求償権に係る専門委員会」が条例に基づいたもの

ではなく、地方自治法違反である。

○専門委員会が国家賠償法上の求償権に関してのみ検討審議したため、求償対象者を公務員に限定し、非公認で不正採用にかかわった者をあらかじめ排除して、求償権を行使したことは違法・無効である。

○賠償金総額から、校長等からの寄付金、二審議監が返納した退職金、教育長経験者等の寄付金を差し引いたことは違法である。

第4回定期総会を開きました

支援する会の第4回定期総会が3月2日大分市のコンパルホールで行われました。

第一部自由討論会では、森脇弁護士から裁判報告を受け、秦さんから原告報告を受けた後、参加者の意見を出し合いました。

討論では、Mさんの裁判で行われている復元データの鑑定、住民監査請求などについて、質問意見が出されました。

また弁護団の裁判の進め

永井代表世話人が意見陳述

第1回口頭弁論

6月3日に第1回口頭弁論が開かれ、支援する会の永井代表世話人が意見陳述を行いました。その概要を紹介します。

「県教委が、調査することによって、不正採用の依頼者やその口利きをした者たちをあぶり出すことは可能です。その調査は、弁護士会などに選任を依頼した

る。

委員が行い、不正採用の全容を明確にし、本来あるべき求償対象者に求償するべきです。その特定を回避し、不正採用事件の鼻引きをしよつとしても、それは真い物に蓋をし続けることにはならず、県民に対する説明責任を果たすことにもなりません。県の求償権行使は、きわめて恣意的であり、事件が広い範囲に及ぶことを抑え込むとするものです。大分県の教育の百年の大計からしても、県教委のこれまでの対応は改められなければなりません。」

会費の納入・会員拡大・カンパのお願い

1. 会費の納入
2. 会員の拡大
3. カンパ

支援する会の活動を支え、裁判闘争を維持していくために、

事件から5年、提訴から4年が経過しましたが、まだ県民は関心を持って裁判の行方を注目しています。

6月1日の宣伝・署名活動は、NHK、OBSSのTVカメラが付きまきりで取材し、報道しました。

今後の日程

7月20日(月) 13時30分
第1回口頭弁論(求償権)

会費・カンパの振込先

郵便振替口座
口座番号 01750-4-138075
口座名義 教員採用不正の真相を追究し
秦聖一郎さんを支援する会

